

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版>
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人埼玉医科大学
②設置大学名称	埼玉医科大学短期大学
③担当部署	総合企画部
④問合せ先	電話番号 049-276-2085 Eメールアドレス souki@saitama-med.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和7年9月2日
⑥点検結果の公表日	令和7年9月4日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://adm.saitama-med.ac.jp/tandai/outline/disclosure/
⑧本協会による公表	<input checked="" type="radio"/> 承諾する <input type="radio"/> 否認する

【備考欄】

--

様式 I**I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果**

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
該当なし	

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
該当なし	

様式Ⅱ**Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況****原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立**

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神や教育研究上の目的等を、学生を始めとする多様なステークホルダーに対して明示しています。 (掲載先 URL) https://adm.saitama-med.ac.jp/tandai/outline/spirit/
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	3つのポリシーを明確にするとともに、自己点検・評価の結果に基づき、教育の質の向上や学修環境等の整備充実に取り組んでいます。また、ポリシー等の見直しについては、定期的に、又は必要に応じて行っています。
実施項目 1－1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長は、本学の教育目的等を達成するため、リーダーシップを発揮し、所属教職員に対して、国家試験合格率の向上や研究活動の活性化など本学短期大学のビジョンを定期的に発信するとともに、学則や関係諸規程に基づき、教授会の意見を聴いて教学部門の意思決定を行うなど、短期大学の包括的な最終責任者として教学運営を統括し、所属教職員を統括しています。また、学長を補佐するため、学長裁定に基づいて副学長を置いています。あわせて、学科・専攻科の教学運営の業務を行うとともに、学科・専攻科に所属する教員を指揮監督するため、学科長・専攻科長を置いています。
実施項目 1－1 ④	説明
教職協働体制の確保	短期大学に設置している委員会・専門部会では、看護学科及び専攻科の教員及び事務職員で構成されています。また、看護学教育や短期大学運営に関する課題について教職協働で学ぶための研修等を毎年実施するなど、教育研究活動等を教職協働体制の下に組織的・効果的に運営するように努めています。
実施項目 1－1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	FD・SD 統括委員会で定めた目標及び年次計画に基づき、教育内容・教育方法の改善や、大学運営の高度化に対応しマネジメントできる資質・能力を持った人材の育成に取り組んでいます。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1-2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	寄附行為及び長期総合計画の基本方針により、私立学校法で定める事業に関する中期的な計画として、おおむね5年間を計画期間とする長期総合計画（現在は第5次長期総合計画「挑戦」（令和5年度～令和9年度）の計画期間中）を、ステークホルダー等の意見等も聴いて、また、直近の認証評価の結果等も踏まえてデータやエビデンスに基づく教学や経営に関する具体策を盛り込んでいます。
実施項目 1-2②	説明
計画実現のための進捗管理	PDCA サイクルを機能させた実効的な組織運営を推進すべく、KPI に対する実績値を踏まえての毎年度の評価を実施するとともに、計画の進捗や達成状況の中間検証及び最終検証を実施することとしており、計画実現のための進捗管理体制の確立に努めています。

原則 2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2-1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	専攻科では、社会人選抜の入学者選抜制度を設けて多様な社会人を受け入れています。さらに令和8年度の入学者選抜から、看護学科においても社会人特別選抜を導入することとしています。また、社会人学生で、他の大学等で既に単位を修得している科目がある場合には、入学前の既修得単位を本学短期大学で履修したものと認定した上で、限度額の範囲内で授業料を減免し、経済面から支援を行うなど、時代の要請に応じた学びの機会を提供しています。
実施項目 2-1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	埼玉県や近隣市町と連携協定を締結し、地域住民の健康・福祉の増進や地域医療の充実、環境の保全、人材育成等に関する連携事業の推進に努めています。その一環として、連携協定締結先の職員等の参画への協力を得て、その外部評価者の意見等も踏まえて自己点検・評価を行うなど、地域から求められている短期大学の役割を果たすように努めています。

原則 2-2 多様性への対応

実施項目 2-2①	説明
多様性を受容する体制の充実	「修学上の特別な配慮を要する学生の受入れと支援に関する申合せ」に基づき、相談支援体制を整備し、障がいのある学生や受験生が、教育や入学者選抜を受ける権利を行使できるよう、施設・設備の対応とともに

	教職員の必要なサポートを受けることができる合理的配慮の提供に努めています。
実施項目 2-2②	説明
役員等への女性登用の配慮	評議員は、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように選任することが法的に求められており、評議員はもとより役員についても、女性の登用に配慮して選任するよう努めています。

原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の選任に当たっては、指名報酬委員会において理事に求められている役割等が示され、その方針に沿って、寄附行為施行細則の定めにより、指名報酬委員会の協議を踏まえて候補者を選出し、理事選任機関としての評議員会で選任しています。なお、その評議員会を招集するに当たり、あらかじめ、理事会でその選任の議案を定めています。
実施項目 3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	寄附行為及び寄附行為施行細則で理事会の役割や理事の責務を明確にしています。また、理事会における評議員会との協働体制という点においては、評議員会には全ての理事も出席することができ、寄附行為の定めにより、理事長、業務執行理事及び学長理事には出席義務が定められ、評議員の求めに応じて必要な説明を行っています。一方で、評議員も寄附行為施行細則の定めにより、理事会に出席し、意見を述べるができることとしており、評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性の確保に努めています。
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事に対しては、外部理事を含め法人の事業活動に関する必要な情報提供を定期的に行っています。また、全学的 SD 活動のほか、学校法人の理事長・理事を対象とした学外の研修会への参加の機会を提供しています。加えて、SD 活動の一環として、理事の義務や他の機関との相互の関係など私立学校法のあらましをまとめた「役員・評議員必携」を配付し、各種研修や日常の職務への活用を促しています。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の	監事の選任に当たっては、指名報酬委員会において監

選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	事に求められている役割等が示され、その方針に沿って、寄附行為施行細則の定めにより、指名報酬委員会の協議を踏まえて候補者を選出し、監事の過半数の同意を得て、評議員会で選任しています。また、会計監査人の選任に当たっては、会計監査人の選任の方針に沿って、評議員会に理事長が提出する会計監査人の選任に関する議案を、監事の過半数の合意によって決定しています。なお、監事又は会計監査人を選任する評議員会を招集するに当たり、あらかじめ、理事会でその選任の議案を定めています。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事監査等規程の定めにより、同規程に定める基準及び毎年度作成する監事監査計画に基づいて監査を適正に実施しています。また、監事、会計監査人及び内部監査室は、三様監査の実施により、それぞれの監査が独立して機能しつつ相互に連携し、監査の的確かつ効率的な実施に努めています。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事に対しては、学校法人の監事を対象とした学外の研修会への参加の機会を提供しています。また、監事の職務を補助する職員を配置し、法人の業務や財産の状況等に関する必要な情報提供を行うとともに、監事の求めに応じて監事の職務を補助し、監事業務の支援充実に努めています。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任に当たっては、指名報酬委員会において評議員に求められている役割等が示され、その方針に沿って、寄附行為施行細則の定めにより、指名報酬委員会の協議を踏まえて候補者を選出し、職員・卒業生評議員にあつては評議員会、学識経験者評議員にあつては理事会で選任しています。なお、職員・卒業生評議員を選任する評議員会を招集するに当たり、あらかじめ、理事会でその選任の議案を定めています。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	寄附行為及び寄附行為施行細則で評議員会の招集や決議事項、評議員の責務を明確にしています。また、評議員会における理事会との協働体制という点においては、評議員会には全ての理事も出席することができ、寄附行為の定めにより、理事長、業務執行理事及び学長理事には出席義務が定められ、評議員の求めに応じて必要な説明を行っています。一方で、評議員も寄附

	行為施行細則の定めにより、理事会に出席し、意見を述べるができることとしており、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性の確保に努めています。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員に対しては、外部の評議員を含め法人の事業活動に関する必要な情報提供を定期的に行っています。また、全学的 SD 活動のほか、学校法人の評議員を対象とした学外の研修会への参加の機会を提供しています。加えて、SD 活動の一環として、評議員の義務や他の機関との相互の関係など私立学校法のあらましをまとめた「役員・評議員必携」を配付し、各種研修や日常の職務への活用を促しています。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	危機管理規程や危機管理委員会規則に基づいて危機管理のための体制を整備するとともに、諸規程や各種マニュアル等により消防防災避難訓練の実施や必要に応じてその改善を検討するための委員会を定期的で開催しています。また、災害拠点病院として本学の各病院で策定されている事業継続計画（BCP）により、水、食料等の備蓄品は、当該病院の患者や職員のみならず学生の分も確保して組織横断的に危機に対応できるよう整備されています。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	コンプライアンス規程に基づき、法人としてのコンプライアンス推進体制を整備し、公益通報者保護規程に定める通報窓口を設置し、公益通報体制を敷くなど、法令遵守の徹底に組織的に取り組んでいます。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	財務書類等の開示及び公表に関する規程等に基づいて適正に情報公開を行っています。また、教育研究活動やそれを支える経営に係る情報のほか、この私立大学ガバナンス・コード点検結果報告書など、適時適切な情報公開を行い、改善につなげるなど自律的なガバナンス強化により運営の透明性の確保に努めています。
実施項目 4-1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開	情報公開に当たっては、インターネットを使った Web 公開のほか、広報誌やパンフレット等も活用するとともに

の工夫	に、一部の書類においては用語の解説やグラフ等を付し、見やすさの工夫を図り、幅広いステークホルダーの理解促進に努めています。
-----	---

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
該当なし	